

提 三

我が国は、地理的な自然条件により災害が起^こりやすく、近年は特に激甚な災害が頻発している。とりわけ平成二十三年三月の東日本大震災や平成二十八年四月の熊本地震においては、多大な人命的被害は言うまでもなく、サプライチェーンの寸断により自動車生産をはじめ日本全体の生産活動が大きな被害を受けた。

新型コロナウイルスの災厄下にあっても令和一年七月豪雨による災害の発生にもみられるように国民は大地震や津波、風水害などの災害と常に隣り合わせにあり、とりわけ、今後三十年以内の発生確率が七十～八十%と、発生の可能性が高まっている南海トラフ地震及びこれに伴う津波に対するは、

- (一) 安全な場所に避難できない
 - ・南海トラフ特措法の「特別強化地域」など、津波到達までの時間が短いエリアや、液状化により堤防等の機能が失われ、地震直後から浸水するゼロメートル地帯など、津波等による浸水危険度が高く、避難が困難となるエリア
- (二) 復旧・復興に大きな支障となる
 - ・ゼロメートル地帯や広域の地盤沈降地帯で、浸水が長期間に及ぶエリア
- (三) 地域の復旧・復興、ひいては日本全体の経済活動に大きな支障となる
 - ・甚大な被害を受ける地域の中核都市エリア

において、人命を守り、地域の生産活動を守り、被害を最小化することが重要である。このため、各自治体において津波災害警戒区域の指定やハザードマップの公表、避難訓練の実施など、「減災」のためのソフト対策に積極的に取り組んでいるところであるが、地域の実情に応じた施設整備などをハーデ対策を緊急かつ重点的に進めることが必要である。

このことから、平成二十六年から昨年までの六年間にわたり東海から九州までの自治体と経済団体で「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、関係各省庁に対し提言活動を行ってきたところである。これまで国の、防災・減災、国土強靭化のための二か年緊急対策や緊急防災・減災事業債および緊急自然災害防止対策事業債を活用し、河川・海岸堤防や避難路・避難場所等の整備の進捗を図ってきたが、今年度には、「これらの制度が終了するなど、今後の対策推進への影響が懸念されると」ころである。

以上の事を踏まえ、実行委員会の総意に基づき国及び政府に対し、以下の事項について提言する。

- 一、国民の生命と財産を守るため、「特別強化地域」など短時間で津波が来襲する沿岸域や、ゼロメートル地帯など、リスクの高い地域を対象とし、緊急性の高い対策に集中投資し、強靭化をさらに加速できるよう、防災・減災のための社会資本整備に十分な予算を確保すること。
- 一、防災・減災、国土強靭化のための三か年緊急対策後における必要な予算・財源の別枠での安定的な確保を行い、防災のための重要なインフラ等の整備および機能維持が図られる支援措置を講じること。
- 一、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き各地域の実情に応じて自治体による対策が促進されるよう、対象事業を拡大したうえで延長すること。

令和二年十月二十三日

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進に係る提言

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

(東海) 静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、
名古屋港管理組合、四日市港管理組合
愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会、中部経済同友会
(近畿) 大阪府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市
関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会、神戸商工会議所
(四国) 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
(九州) 宮崎県